

第757回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成19年2月7日(水)午後2時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 藤村委員長，櫻井委員，山田委員，佐々木委員，小野寺委員，佐々木教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長，佐藤参事兼総務課長，菅原教育企画室長，藁科福利課長，安井教職員課長，菅原義務教育課長，村上障害児教育室長，黒川高校教育課長，氏家施設整備課長，菊地スポーツ健康課長，岩間参事兼生涯学習課長，真山文化財保護課技術副参事兼技術補佐ほか

5 開 会 午後2時00分

6 第756回教育委員会会議録の承認について

櫻井委員 私が述べた意見の中で訂正していただきたいところが二箇所ある。6ページの下から10行目であるが，先日行われた意見聴取会のことを公聴会と間違えて言ってしまったので，「公聴会」を「意見聴取会」に訂正願いたい。それから17ページの私が述べた意見の下から4行目であるが，「石巻から遠距離している」と言ってしまったが，「遠距離通学している人の実態はどうなんだ」と加えていただければ意味が通ると思うので願います。

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第757回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 山田委員及び佐々木委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

総合教育センター(仮称)及び通信制独立校(仮称)の建設について

(説明:教育長)

「総合教育センター(仮称)及び通信制独立校(仮称)の建設について」御説明申し上げます。

お手元の1枚ものの資料を御覧いただきたい。県教育委員会では，変化・進展する社会状況の中で，学力向上，児童生徒の問題行動，特別支援教育などの教育課題・ニーズが増

大していることから、それらに的確に対応するために全県的で総合的な施策のもとに各種課題等に取り組む必要があり、その推進のための中核的な施設の整備が望まれていたところである。

しかしながら、現在、その役割を果たしている教育研修センターの機能は、施設の老朽・狭隘化が進み、新たな事業展開が困難となっていたことから、教育研修センターと特殊教育センターを統合した上で、各種の複合的な機能を持つ総合教育センター（仮称）として再編整備することとしたものである。また、仙台第一高等学校通信制課程が置かれている劣悪な教育環境の改善を図るため、独立校化させ、機能連携の相乗効果、費用低減効果の観点から、総合教育センターと一体的な整備をすることとしたものである。

さらに、特別支援教育、いじめ、虐待、不登校等に対する施策面で連携も可能であり、また、研修室等の施設面でも共用可能な福祉関係施設と併せて、P F I方式での整備の可能性を検討することとし、平成19年度当初予算において、P F I事業の導入可能性を調査する費用を計上したところである。

なお、教育・福祉複合施設の供用開始は、平成24年4月を目指し、今後、教育委員会及び保健福祉部の連携による事業推進を図って参りたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

（質 疑）

小野寺委員 今の教育センターの整備というのは宮城県の一つの課題だと思っている。関係者にとっても整備は長年の願いであった。今回複合施設という方向で立ち上がったことはうれしいことである。それで今までは教育研修センターであったが、今度は総合である。勿論、教職員の研修機能というのは大事であるが、現場を支援するような機能を持つことが大事だなと思う。今朝も新聞を見たら県財政の厳しい状況のことが出ていたが、そうした中でこれをやるのは大変だと思うが、全国の先端に行くような総合という名前に相応しいものを是非整備していただきたい。

櫻井委員 学習障害のことをLDと括弧を付けて説明が一般的にされるように、あまり一般的でないアルファベットで表す言葉に関しては、私は誰が見ても分かるような表記をすべきだと思っている。それで「P F I方式」とか、「P F I事業」とここではすごく大きなポイントだと思う言葉が何も分からない人が見れば「何なんだ、これは」って思うので、せめて日本語で略が書きにくければ元々の英語の言葉を括弧の中に書くぐらいの記載は必要だと思うが如何か。

教 育 長 分かりやすい表記ということは当然であるが、P F Iについてはプライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）ということで、言うなれば民間のノウハウ、活力を利用した施設整備という形になると思うが、なかなか適訳がないということでP F Iということで使っている。

なお、その辺が分かりやすい表現がもっとないかどうか工夫してみたいと思う。

櫻井委員 もしない場合は英語のそのままの表記をしていただければ、その単語を聞けば皆さん分かると思う。願います。

9 専決処分報告

県管理施設損壊により発生した車両損傷事故に係る和解について

(説明：教育長)

委員長 委員全員に諮った上で、非開示情報が含まれるため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

10 議 事

第1号議案 第312回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

「第312回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから5ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成19年2月5日付けで、知事から意見を求められたので、異議のない旨の意見を申し出ようとするものである。

はじめに、予算議案についてであるが、2ページの第312回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。今回提出している教育委員会の予算額は2,073億5,777万2千円で、前年度当初予算額と比較すると、15億1,512万円の減額となっている。その主な要因は、児童生徒数の減少に伴い教職員などの定数が減ったことに伴う人件費の減、施設整備等を行っている普通建設事業費等が減となったものである。主な事業の予算については一覧のとおりとなる。

次に、「2 債務負担行為」を御覧願いたい。仙台第三高等学校校舎等改築工事ほか3件について、必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、予算外議案についてであるが、資料3ページを御覧願いたい。まず最初に、議第27号議案であるが、教育委員会関係分として、学校教職員の定数を改定しようとするものである。議第32号議案は、退職手当について、国家公務員退職手当法に準じた所要の改正を行うもの、議第48号議案は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の対象範囲を拡大するものである。議第49号議案は、販売行為等の行為許可に関する使用料の改定等を行おうとするものである。議第50号議案は、美術品取得基金に属する現金を歳入に繰り入れて運用することができるようにしようとするものである。

平成19年2月宮城県議会に提出される予算及び予算外議案の内容については以上のとおりである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 2ページの学校教育の充実の項目で、(3)、(12)、(13)、(14)について私は質問したいと思う。共通しているのは心の教育を柱とした予算だと思うが、今日の新聞を見ていたら中学校にスクールカウンセラーを配置する予算というようなことを書いてあったが、(12)のスクールカウンセラー活用事業は何となく分かるにしても、(13)の子どもの心すこやか育成事業というのと、それから(14)の学校不適応対策事業、それから(3)の「心の教育」の充実を図る事業、この内容について分かる限り簡単でいいので教えてほしい。

教 育 長 それぞれ関係課長から説明させる。

義務教育課長 子どもの心すこやか育成事業であるが、この事業の中身は小学校、中学校の心の教育、あるいは不登校、問題行動、そういったものに対応する事業が入っており、いくつか提示申し上げますと、一つは中学校スクールカウンセラー配置に係る事業、それから教育事務所に専門カウンセラーを置いている訳であるが、その専門カウンセラーを配置する事業、それから適応指導教室、県内に八つほどあるが、そういった適応指導教室、いわゆるけやき教室と言っていた訳であるが、そこにボランティアを派遣する事業、それから小学校に子どもと親の相談員を配置する、そういった事業が入っており、予算要求の段階で一定の額を満たすということで子どもの心すこやか育成事業という形で要求をしている。

高校教育課長 (12)の高等学校スクールカウンセラー活用事業であるが、これは県立高校に月2回程度スクールカウンセラーを全校に配置するという事業である。

櫻井委員 (3)の「心の教育」の充実を図る事業とはどういうものか。

義務教育課長 この中身は、豊かな体験活動を進めていく事業であり、小事業が三つほどに分かれている。一つは豊かな体験活動をしていく地域指定であるが、平成18年度、19年度、今年度から各種体験をやっていただいておりますが、現在10校程度行っていただいているがこれを来年度も継続してやっていくということである。それからもう一つの事業が環境の異なる学校と学校が体験を通じた交流を通して、それぞれの地域の特性を学びながら豊かな心を育成していくという事業である。それからもう一つは各学校の中に校数は少ないが、仲間と学ぶ宿泊体験教室事業というのが入っており、宿泊をしながら体験活動を深めていく。この三つから「心の教育」の充実を図る事業が成り立っている。

櫻井委員 今のお話を伺って、今までの委員会でも私はたびたび質問の内容で言ってきたが、小学校にはスクールカウンセラーの配置というのは経済的な理由でなかなか難しいというようなことを伺った記憶がある。それで確かに今言われた「心の教育」の充実を図る事業の地域指定だとかは大事だと思うが、現場

を見てみると保護者としても医師としても、今いじめの問題であるとか、それから不登校の問題、差し迫った問題が一杯ある。小学校からもう摂食障害であるとか不登校、それからいじめの問題、早めに取りかからないといけない事態にきていると私は感じている。であるのでやっぱりお金がこれしかない中でどれにお金をつぎ込んだらいいかって考える時に、やっぱり差し迫った、緊急性のあるものに私はかけてほしいと思っている。それで学校医の働きのことも言った。折角学校医がいるんだからと言った理由はカウンセラーを配置するお金がないと言われたから、じゃあ、学校医をもっとフルに利用してはどうかという意見を言ったが、この人はこの一校だけっていう訳ではなく、一人でも多くのカウンセラーを小学校にまで配置できるように予算が組まれることを私は切に希望する。お願いします。

義務教育課長 今櫻井委員の方から御指摘があったとおり、いじめその他の問題については小学校の段階で発生し、それが中学校に行った段階で継続して行われているという事例がいくつもあり、私ども19年度予算要求の中でそういったことが構想できないかということで立ち上げた経緯がある。ただ色々な状況の中で小学校にスクールカウンセラーを配置するというところまでには至らなかった訳であり、今回全ての中学校にカウンセラーを配置する訳であるが、中学校のスクールカウンセラーを経費と時間の可能な範囲の中で学区内の小学校を見ていただくということ、これが一つと、それから先程御紹介申し上げた子どもと親の相談員の配置、これについても是非当該学校のみならず周辺学校も相談体制が組めるようなそういったこと、さらには事務所に専門カウンセラーを配置している訳であるが、それから育成員という相談員も配置している訳であるが、従来からやってはいただいているが、もう少し今のような状況下を見ると積極的に学校に出向いていただいて、そして学校の支援をしていただくという取組を強化して参りたいなと考えている。

小野寺委員 新聞報道等でも見ているが、いわゆるポイントというか、特に19年度当初の重点というのは特にどの辺りになったのか。

教 育 長 来年度の教育施策の方向性については次回の教育委員会の中で報告させていただこうかと思っているので、そうした事業も詳しく御説明申し上げたいと考えている。

小野寺委員 スクールカウンセラーの配置のことに触れていたが、確保の問題が難しいという話を耳にするが、特に地方において、その辺りは如何か。

義務教育課長 スクールカウンセラーの確保については、御存知のとおり仙台市周辺に集中しており、今回県内全地域の中学校配置ということを探っていく過程の中で臨床心理士会の方々と相談をし、集中はしているがこのような色々な子どもたちの問題状況が多数発生していることでもあり、是非御協力をいただいて県内全域に配置できるように本日も今現在やっている最中であるが、御協

力をいただいて措置が達成できるように努めて参りたいと考えている。それからもう一点、一定の限られた臨床心理士であるので、大学等々とも相談を申し上げながら臨床心理士の養成ということについても県教委として現在お願いをしているという状況である。

委員 長 臨床心理士等の絶対数は少ない。全部に配置することはとても今は無理である。これからは問題である。当然掛け持ちになる。いずれにしても今回の予算ではこれも一つの目玉になるのか。

小野寺委員 臨床心理士のことであるが、実際に現場では心の教室相談員、ああいう方々がいわゆる準学校カウンセラーみたいな形で活用されているのかなと考えているが、とにかく臨床心理士が少ないというのはこれはもうそのとおりである。しかも地方に来る時には結構時間をかけて来る。なかなか滞在する時間もちょっと短いようなところもある。それでいわゆる心の教室相談員の方の活用というのは合わせてどのように考えているのかお伺いする。

義務教育課長 カウンセラーが少ないということで、準ずる方々、教育相談経験が5年以上を持っている方々、こういった方々の開拓というのか、そういった方々にも御協力をいただかないと全ての学校、現時点ではクリアできないという状況があるので、これについても今後色々とお願いをしていくというふうに考えている。子どもたちの心の問題がかなり多様で複雑化してきているので、専門的な相談機能等々を持った方々に相談に当たっていただくことが一番だろうと思うので、基本的には、スクールカウンセラー、臨床心理士の方々を第一に考えながら、色々先程もお話があったが一人のスクールカウンセラーが会社、企業を含めていくつかの部分を持っているので、そういった方々にも御理解をいただきながら中学校のスクールカウンセラーの充実を図って参りたいと考えている。

山田委員 同じ項目の中で(6)の学級編成弾力化事業について、予算規模も大きいようであるが内容について簡単に教えていただきたい。

義務教育課長 平成18年度までに小学校1年生と2年生であるが、35人を超えた学級を解消するためのいわゆる35人、少人数学級を実施してきている。これについては19年度以降も小学校1年生、2年生については弾力化を図りながら35人学級を実施して参りたいと考えている。ただ19年度、先程来色々な中学生の問題、あるいはいじめの問題等々がいくつか多出しているので、19年度からは中学校1年生においても35人の学級を実施して参りたいと考えており、今回拡充を図って学級編成弾力化事業を進めて参りたいと考えている。現在のところ23市町村、中学校で77校が該当していると私どもの方では見込んでいる。

委員 長 (委員全員に諮って)可決。

第 2 号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明：教育長)

「宮城県指定文化財の指定について」御説明申し上げます。

資料は、6 ページから 31 ページまでとなる。

なお、私からは概要について説明申し上げ、詳細については文化財保護課長から説明させる。

まず、資料の 7 ページをお開き願いたい。文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、有形文化財 2 件を宮城県指定有形文化財(書跡典籍)に指定及び追加指定し、並びに同条例第 3 2 条第 1 項の規定に基づき、天然記念物 1 件を宮城県指定天然記念物(植物)に指定するものである。

このことについては、宮城県文化財保護審議会に諮問し、去る 19 年 1 月 24 日に開催された県文化財保護審議会において御審議いただき、資料の 8 ページから 10 ページのとおり同日付けで大橋広好会長から「指定することが適当である」旨の答申をいただいているものである。

これらを加えると、県指定有形文化財(書跡典籍)は 18 件、県指定天然記念物(植物)は 26 件となり、県指定文化財の総数は 229 件となる。

概要については以上のとおりであるが、詳細については、文化財保護課長から説明させる。

(説明：文化財保護課技術副参事)

それでは今回の指定対象 3 件について御説明申し上げます。

はじめに、有形文化財のうち書跡典籍の指定候補の「宮城県漁具図解及び略解」についてである。資料は 11 ページから 14 ページまでとなる。本書は明治 16 年 11 月に東京で開催された水産博覧会への出展に当たって、宮城県勸業課が作成したもので本県における当時の水産業に関する本格的な調査記録である。体裁は絵図とその解説文の 2 帖からなっており、内容は海浜と河川における漁具・漁法及び主な魚介類を生き生きと表現したのになっている。それは本県水産漁業史の一端を物語るだけでなく、江戸時代から続く伝統的漁法を究明する上でも貴重なものである。また、克明な描写と彩色による本書は、民俗誌、博物学などに関連するものであると同時に、美術的価値も備えた多岐にわたる意義を持つものであり、そうした意味でも大変貴重なものである。

次に、有形文化財(書跡典籍)の追加指定候補の「關算四傳書」についてである。資料は 15 ページから 20 ページまでとなる。「關算四傳書」は関孝和を元祖とする関流の和算書を集大成したもので、全 511 冊からなる。完成したのは安永 9 年、1780 年であるが、編者は仙台藩の天文学者、戸板保祐である。この書はわが国和算史上屈指の資料とされることから、平成 15 年 1 月 31 日に宮城県図書館蔵のうち 474 冊が県指定有形文化財に指定されたが、今般、戦前に散逸するなどして欠落していた 33 冊を追加指定し、員数を 507 冊にするものである。

最後に、天然記念物の指定候補「久保のカツラ」である。資料は 21 ページから 31 ペ

ージまでとなる。カツラは北海道から九州まで分布する日本固有の樹種で、山地の谷間に多く生える生態を持つカツラ科カツラ属の落葉樹である。雌雄が別株で葉は甘い芳香を放ち、これから抹香を作ることから、別名コウノキとも言われている。指定候補の久保のカツラは、気仙沼市久保にあり環境省の前身の環境庁が1991年に編纂した「日本の巨樹・巨木林」によれば、高さが33m、幹周が13m、枝張25mとなっている。根元から大小20数本の幹を分岐しながら大きい株を形成しており、それが箒状に散開して美しい樹形を保っている。このカツラは樹齢800年と推定される古いものである。カツラとしては県内第一の巨木であり、学術的にも大変貴重なものとなっている。

以上が指定対象物件の説明である。よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

11 協議事項

県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について

委員長 本日の協議の趣旨であるが、「県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について」、前回の協議で出された御意見や論点を整理した上で、個々の論点毎に検討して参りたいと思う。

それでは、お手元に資料が用意されているので、事務局から説明願う。

(説明：教育企画室長)

前回の教育委員会において意見聴取会での色々な意見が出された。それから各委員の方々からも様々な意見が出たことを踏まえて、お手元の資料のとおり論点として三点を挙げさせていただいてこの表のとおり整理をしてみた。

なお、今回論点として挙げていない部分であるが、今後の議論の進み方によるが例えば学区の見直しを行うと、その中身については別にして、見直しを行うといった場合には、その実施時期、周知期間、あるいは答申にもあるとおり見直しに当たったの対応策といったようなことについても今後の議論になるのではないかと考えている。

それでは資料に沿って論点毎に一括して御説明したいと思う。一枚目の「論点1 通学区域の現状と課題」である。大きな項目としては「高校教育の普及と機会均等」、それから「生活圈・交通網の拡大」、それから「他県の状況」ということであり、審議会の考え方とそれから意見聴取会での主な意見、それから今回新たに補足説明あるいは補足資料として用意している。まず上の「高校教育の普及と機会均等」これについての審議会の考え方であるが、ここに書いてあるとおり「法制化された当時、その理念・目的とされた高校教育の普及と機会均等については、高校進学率が平成18年度には98.5%に達するなど、現在においては概ね達成されつつある。今後は生徒の希望をより一層大切に、学校選択の自由を拡大することが望ましい」という考え方が示されている。これに対して賛成意見の中に「高校進学率が98.5%になっており、これからは子どもがいかに学校を選べるか、能力を活かせるか」といったような意見、逆に「高校教育が普及した、制度が定着したということで撤廃というのは無理があるんじゃないか」などとといった意見がある。

それから今回の補足資料として何枚か御用意している。その補足資料1を御覧いただきたいと思う。これは前の委員会に提出した資料と基本的には同じであり、学区の意義とそれからこれまでの状況の変化等々をここにまとめたものである。確認の意味で昭和25年に学区ができ、その後中卒者がピークを迎え、昭和38年第一次ベビーブーム、あるいは高校進学率が昭和50年には90%に達しているということもあって新設高校を作ったなどといったような受験競争激化ということ踏まえて昭和52年に仙台学区の南北分割といったことがなされた。合わせてこの際には仙台学区そのものが非常に大きくなったということで他学区との均衡是正という意味からも昭和52年に仙台学区の南北分割と、その後教育を巡る諸情勢の変化ということで少子化、あるいは高校進学率の更なる上昇、それから生徒のニーズの多様化、交通圏生活圏の拡大ということもあって平成13年度に改正されている。御案内のとおり8地区から5地区と、合わせて3%枠の設定ということでこの平成13年度の主な視点としてはここに書いてあるとおり「生徒の学校選択の自由を拡大する」ということでこの平成13年度の改正が行われている。合わせて「魅力ある学校づくりを一層推進する」といったことで現在に至っているということである。それからこれと同じ時期に、平成13年7月に法律が改正されたということである。改正された趣旨がここに書いてあるが「高校教育の普及とそれから機会均等を図るという通学区域の意味は、今日においては制定当初と違って薄れてきている」と「多様な選択の機会を確保することが重要」という文科省の考え方、一方で国会の付帯決議も同時になされており、ここに書いてあるとおり「受験競争を激化、学校間格差を助長しないように」という付帯決議も合わせて行われたということで平成13年に法律が変わっていると、平成17年3月、学区制見直しの請願が県議会で採択されたこと、こういう状況を辿っている。元の表に戻っていただきたいと思う。論点1のところ、高校教育の普及拡大と機会均等は以上である。

それから「生活圏・交通圏の拡大」ということで、これについても意見聴取会で意見が出されており、補足資料2、これも既に審議会の方で出された資料を現時点で一部変わっていたものがあるのでそれを修正したものである。基本的には審議会が出された資料と同じである。特に宮城交通グループで廃止申出協議路線というのが17年12月にあり、全413系統中114系統が廃止するということから始まっている。114系統のこの協議結果というのが表にあり、38は存続する。廃止が76とこれがどうなったかということである。76の内訳が完全廃止が16路線である。それから代替案があると、これは市町村の代替バス等による代替案があるというのが53、それからこれから代替案を検討するというのが3、それからその下に平成18年12月20日廃止のみ、これが前回審議会に出した資料とは変わっており、前は協議まだ未定ということであったがここが確定したので廃止が六つであるが七ヶ浜町で代替バスを既に確保済というのが新たな動きということである。問題はこの完全廃止16がどうなっているのかというのが下の表にある。

「(3)完全廃止16系統の状況」これがどういう高校に影響があるかという表であり、ここで書いてあるとおり16路線の内訳、時期、それから路線名が書いてある。運行系統、それから実際に影響がある高校が一番右に書いてあり、これを見ると白石女子高校とか白

石工業高校，白石高校といったところが直接影響があるということで人数もここに書いてあるとおり，実際には徒歩・自転車，親の送迎，具体的には親の送迎がほとんどのように聞いている。ここについては実際の路線の需要等から見て市町村の方では対応しない路線ということである。その他は代替ということでも今市町村の方で対応していると，一番下にくりはら田園鉄道が書いてある。これについても鷺沢工業高校，岩ヶ崎高校の生徒が利用しているが代替手段については代替バスの運行が予定されているということである。裏側に具体的に路線バスをどのように市町村が対応しているのかという具体例示をここに文章表現ではあるが書いている。県内36市町村において265路線のバスを市町村が独自運行しており，そのルートの設定についてここに書いてあるが，例えば下から3行目であるが「栗原市，登米市における独自バス路線の設定を見ると，JR駅を起点とするなど市内に所在する県立高校をルートに設定し，高校生の通学手段を確保している状況になっている。他の市町村においても，同様な対応が確認できる。」といった市町村では公共施設，それから高等学校をそのルートに入れながら独自の代替バスを走らせているという状況である。この路線バスについては以上である。

それから大きな横表の一枚目に戻っていただいて，「他県の状況」について既に撤廃をした他県の状況，これについても意見聴取会の方でも「ちゃんと調査をして」とあるいは前回の教育委員会でも「調査をしてほしい」ということがあり，補足資料の3であるが，これは平成18年8月に12都県に宮城県教育庁が文書照会しその回答をいただいたものであり，これは既に協議会で出したものを敢えて出している。問1の懸念についてはやはり実施する前は回答をいただいた10都県では色々懸念があるということであった。それから問2の主要進学校への集中状況，これは「主要進学校の受験倍率が大きく上昇した」のは1県である。あとは「ほとんど変わらない」，「その他」というのがある。それから主要進学校の所在する学区（うちの方でいうと中部地区）への集中の状況，「多少流入超過となった学区」が1県である。あとは「大きく変わらない」というのがほとんどである。遠距離通学については「やや増加した」というのが1県，残りは「変わらない」という状況である。これは既に前に出した資料と同じである。次のページの補足資料4は，今度新たに作った。直接回答をいただかなかった県も含めて調査をし，今回は和歌山県と秋田県と滋賀県の資料をここに挙げさせていただいた。和歌山県については上から撤廃した年度，これは全国はじめて，東京都と同じ15年度導入，それから秋田県は17年度導入で東北ではじめて，それから滋賀県は18年度，直近の導入ということで三つを選んだ。撤廃した経緯，懸念・課題はこのとおりである。撤廃後の状況だけ確認させていただくと，和歌山県については，「競争率は高いところでも2倍を超えず，予想の範囲内」，「二段階出願が機能，集中は起こらず」ということで二段階出願というのは下の方に書いてあるが，宮城県でいくと予備調査みたいな部分と理解していただければと思う。「平成16年度以降も倍率に大きな変動はなく，各高校の特色づくりを後押し」しているということ。それから秋田県については，「主要進学校の受験倍率はほとんど変わらない」，「遠距離通学の増加も特に見られない」，「生徒の流出入に大きな変化なし」。滋賀県については，「特定校への集中は起

こらなかつた」,(下記 は後で説明する。) 「遠距離通学者も学区撤廃前と比較し、増加していない」,「普通科の特色化が進んだ」といったことで具体的に撤廃前と撤廃後のいわゆる進学校と言われるNo1, No2についてここに書いている。和歌山県の桐蔭高校,それからNo2という言い方がいいのか,進学実績で多いところで向陽高校の倍率をここに書いているとおり学区撤廃前は桐蔭高校が1.27,撤廃後が1.04,ちょっと下がってその後安定的に推移していると,それから向陽高校は1.12から0.83,ここはちょっと一倍を切ったがその後撤廃前と同じような倍率になっている。それから二段階出願というのをここに書いている。このとおりである。それから秋田県の秋田高校と秋田南高校,これは秋田市内のNo1, No2であるが,ここに書いているとおりであるが,秋田は1.18から1.33と若干増えた。翌年度は少しまた落ち着いてきていると,秋田南高校は1.33から1.34と大体横ばい,翌年度はちょっと下がっているという状況。それから滋賀県のNo1, No2であるが,膳所(ぜぜ)高校と読む。これは17年度の1.28と今年度,撤廃後は1.28で全く同じ状況,それから彦根東,ここは彦根市であるがここがNo2であるそうである。ここが1.05から1.00とちょっと下がっているという状況であり,この滋賀県の 印,「中学校の進路指導」というのが書いてあり,中学校の3年生を対象として,従来から9月と1月に志望状況調査を実施しているが,学区撤廃前の17年度には県内校長会独自にさらに11月にも志願者の動向を把握した。学区を撤廃する前に色んな調査等を行いながら実施したということがここに書いてある。以上が他県の状況の補足資料である。論点1は以上のとおりである。

それから論点2,大きな紙の2枚目をお開き願いたい。論点2については「3%枠の拡大と通学区域の撤廃」ということで,審議会の考え方を少し詳しくここに載せている。3%枠の拡大と通学区域の撤廃について審議会の方でどのようにして撤廃の結論に至ったかということのを改めてここで整理をさせていただいている。「通学区域に関する基本的な考え方」としては,最後にあるとおり中間報告では「通学区域について生徒の学校選択の自由を拡大する方向で見直すことが望ましい」ということで,「3%枠の拡大」と「通学区域の撤廃」は両論併記だと,ここからこの二つについて議論が進められた。

「2 3%枠の拡大についての課題等」ということである。一つは「5から10%程度に拡大する場合」ということで,「5から10%程度に拡大しても,さらに推薦入試,一般入試といった人数が配分されることがあって,生徒にとっては心理的制約が相当程度残る」ということ,それから「20から30%程度に拡大する場合」であるが,一つは「生徒の選択幅が広がり,一定程度の生徒の受検希望に応えられる」と,「しかしながら,生徒にとっては,限度枠があるということ自体,自由な学校選択を阻害する心理的制約として引き続き残る」というのが一点,それから「また,枠を利用した場合,学区内受検者との合格ラインに関する不公平感といった問題が理論的に発生しうる」と,これについては学区内で受検した方とそれから枠で受検した方の合格ラインに不公平感があるんじゃないかということである。こういった問題が理論的に発生するということである。それから三つ目として「男女共学化,あるいは中部南北との調整措置との関係から複雑で分かりにくい

制度になる」ということで、具体的な共学化の今後の状況、それから調整措置についてはここに注書きで書いているとおりである。それから「(3) 30%から40%程度に拡大する場合」、実質的には撤廃と同じ効果ではないかといったような3%枠についての課題について整理をしている。

それから「3 判断の視点」ということであり、一つは「生徒・保護者にとっての視点」ということで、そのうち一つは「生徒の自由な学校選択の機会の保障」という観点から比較している。「3%枠の拡大によって、生徒の学校選択の幅が広がるが、枠を利用した場合の合格ラインに関する不公平感といった制度的な制約」先程申し上げた。それから「限度枠があること自体による心理的制約など、生徒の学校選択の自由を阻害する要因が引き続き残るため、これらの問題を解消し、生徒の学校選択の自由を保障するという観点からは、通学区域の撤廃が望ましい」というのが一点、それから「居住地による学校選択機会の差を解消」するという視点、「居住地による学校選択機会の差を解消し、どの地域に住んでいても、自らの個性・能力、進路希望等に合った学校選択が公平にできるようにするためには、3%枠の拡大より通学区域の撤廃が望ましい」というのが二点目、それから「複雑で分かりにくい制度の解消」ということで三点目であるが、これは先程申し上げたとおりである。それから生徒・保護者の視点のほかに「高校教育にとっての視点」という大きな二つ目の視点、これは「魅力ある学校づくり」それから「高校教育全体の活性化をさらに推進する」という視点ということである。「3%枠の拡大によって、生徒に選ばれるための魅力ある学校づくりや学校の活性化が進むことが期待されるが、限度枠があること自体、学校間の切磋琢磨による学校の活性化を妨げる要因として引き続き残る」というのが一点、それから「地区外から多様な生徒を受け入れることによる高校内部の活性化、あるいは魅力づくり」、「高校教育全体の活性化をさらに促進させるためには、3%枠の拡大よりも、通学区域の撤廃が望ましい」という生徒あるいは高校教育にとっての二つの視点から考えた。

それから最後に懸念事項についての議論をしている。「懸念事項についての考え方」、ここに書いてあるとおりであるが、審議会では3%枠の拡大、あるいは通学区域の撤廃に関して、特定の地区・学校への志願者の集中、学校間格差の助長等についても懸念事項として挙げ検討してきた。まとめたのがポツ五つ位である。「地元の高校で生徒一人一人の進路希望が達成されることが進路選択の基本である」、「生徒が学校を選択するに当たっては、学力や地理的条件だけでなく、将来の職業、部活動、あるいは高校の特色、それぞれの視点でそれぞれに合った学校が選択される」という基本的な考え方をここで書いている。それから「各地域での高校の進学実績が着実に向上するなど、魅力ある学校づくりが進展しており、このような取組を地域と一緒にあってより一層推進するとともに、生徒が適切に学校を選択できる環境整備を推し進めることによって学区撤廃に伴う懸念は解消されるものと考えている」と、三点目「集中より分散という考え方もできる。仙台の生徒が他地区の高校を選ぶこともあるのではないか」、四点目「周知期間をきちんと設けることにより、スムーズな制度移行は可能である」、それから最後「既に撤廃した他都県では志願者の集中

が起きている事例はあまりない」といったような大きく3%枠の課題，それから判断の視点，それから懸念事項の考え方，こういった検討を踏まえて審議会では通学区域の撤廃が望ましいと判断したということである。これが審議会の考え方である。それから意見聴取会の主な意見ということでここに挙げている。賛成の立場を見ると「3%枠は少ない」とか，あるいはアンケート調査では「生徒の希望を尊重すべきというのが中学生6割」，あるいは「拡大，撤廃といった見直しが必要といった意見が2/3」とか，それから反対の立場からいうと「宮城の現状を考えると3%でもいいと，ただ心理的な状況，どうしてもということであれば5～10%位が適当でないか」，あるいは「3%枠と中部南北の調整措置の関係，複雑なのは大人の問題である」とか，「3%枠を一気に撤廃するのは無謀だ」といった意見があった。それでこれに関連して補足資料5を御覧いただきたい。これについては3%枠と総合学科の活用状況ということである。これも既に教育委員会に出した資料そのものであるが，改めて確認の意味でまず表1であるが，3%枠の活用状況を見てみると，3%枠の人数(a)とあり，一番右に平成18年度299，これは全部の高校の3%枠の総数である。299人という枠があるのに対して出願者の合計というのはその下の(b)176人出願して，そのうち合格者は110人ということである。従って出願者ベースでの活用率を見ると下から2番目であるが(b)/(a)ということで58.9%約60%が出願していると，それで合格者ベースになると36.8ということで概ね1/3位が実際に活用されていると，合格していると，全体的な動きとしてはこんな感じである。それから表3を見てみると，地区別に何処の高校が3%を活用しているんだらうと，これも前に御説明したとおり中部南，中部北地区の高校が多く活用しているというのがこの表で分かる。それでこれは3か年の数字を学校数で挙げているが，例えば中部南地区の平成18年度を見ると学校数が11あり，右にいくと3%の合格者がある学校というのは9である。それから中部北地区は平成18年度11ある。それで南部地区，北部地区，東部地区を見るとぐっと学校数が減っているという状況である。それからその下に「3%枠充足校」ということで平成16年度は8校，17年度は5校，18年度は10校が3%を満たしているという状況，それから総合学科の状況もここに載せている。特に中部地区にある総合学科，それから総合学科ではない英語科とか理数科と，いわゆる全県一学区の状況をここに書いており，こういった地区から生徒が入ってきているんだらうというのを示した表である。これも既に出している表であるが，例えば表4の中部南地区の仙台向山高校を見てみる。これは理数科で定員が40人一クラスである。南部地区から22.2，これは%である。それから中部南地区，これは地元であるので44.8と多い訳である。それから中部北地区が16.2，北部地区から15.8，東部地区になるとぐっと下がって1%にも満たない。それでずっと右側の中部南北地区以外からどれ位きているかということ39%が中部地区以外から仙台向山高校の理数科にきているという表である。それから中部北地区の仙台三高を見てみると，理数科，これは定員が80人で二クラスである。シェアを見ると南部地区が6%と少ない，それから中部南地区からも少ない3%，中部北地区からやはり地元であるので72.6と多い。それから北部地区から14.5，東部地区から3.

2ということで中部地区以外から一番右であるが24%が中部地区以外からきているという表である。それから最後に、宮城野高校の総合学科でこれは80人二クラスである。南部地区から11.1%，それから中部南地区から13.9%，中部北地区，これは地元であるが48.3%，北部地区から11.8，東部地区から14.9ということで，中部地区以外から37.8%ということである。ここの平均をとると22.3%が中部地区以外からきている。平均であるが，こういった総受検者に占める割合である。こんな状況になっているというのが補足資料5である。それから補足資料6を見ていただくと，これも審議会に出している資料であるが魅力ある学校づくりというのが色々と懸念事項の中でも，あるいは意見聴取会の中でも出てきたが，現在どういう施策をやっているかというのを書いたものである。制度面での取組ということで共学化，中高一貫，総合学科，あるいはコース制，単位制といった制度的なもの。それから事業面では，進学指導，特に進学校を中心としたところの財政支援，それから就職指導関係ではキャリア教育といった色んな事業，裏側にいくと特色づくりということで学校活性化プロポーザル事業といったような特色づくりの事業，それから学校独自の取組としては，教育課程，生徒指導，高校大学の連携，それから地域との連携，開かれた学校づくりといったことでそれぞれの学校が工夫しながら取組をしているという現状である。それから次の補足資料7，懸念事項について色々審議会では議論したが，パブリックコメントに対する審議会の考え方を示した資料である。これの裏面を見ていただくと特に懸念事項に対して審議会ではどのような考え方を示したかというのが書いてある。裏面，2ページのNoでいうと7番，この辺から入って7番ではパブリックコメントでの意見として「懸念される事柄についての対策が具体的に示されていない」といった意見に対する考え方，それから8番の「志願者集中，競争激化，高校の序列化」といった意見に対する審議会の考え方，それから3ページに入るとNo9であるが，「遠距離通学や不本意入学」に対する考え方，それから10番として「地方の高校の志願者が減少，活力が低下する，地域のつながりが希薄化する」といった意見に対する考え方が書いてあり，先程大きな資料で審議会での懸念事項についての考えをまとめたものを書いているが，大体先程説明したものに集約されるということである。

大変申し訳ないが大きな資料の3枚目，論点3，最後であるがこれについて御説明する。論点3の「懸念事項と対応」ということである。これについての審議会の考え方は先程説明した論点2と同じであるので，ここに書いてあるが，同じことを書いている。一字一句全て同じである。それから意見聴取会での主な意見であるが，懸念事項に対してここに書いているとおりであるが，反対の立場の方からは「仙台一極集中の問題」，「高校間の格差の問題」，それから「仙台圏の競争激化の問題」，「遠距離通学の問題」，それから「地方高校の定員割れ・統廃合の問題」，それから「不本意入学といった問題」，それから賛成する立場であるが「他県の状況から見ても集中，遠距離通学は懸念されないのではないか」とか，「魅力づくりを進めれば一極集中は起きない」とか，「生徒が高校卒業後のことを考えて進路を選択するので，集中とか地方校離れといったのは学区とは直接関係ないのではないか」といった意見が出されている。合わせて魅力ある学校づくりについても意見が出され

た。県の状況は先程説明したとおりであるが、意見の中では「進学や就職など子どもの希望をかなえられる学校にしてほしい」とか、「あるいは仙台に行かなくて済むように特色ある学校づくりに向け学校がきちんと方針を作るべきだ」とか、「学区制撤廃による仙台への流出を心配するのではなく、逆に仙台から人を呼び込む施策が必要だ」とか、「進学したい生徒に対する支援策が必要」とか、あるいは「人口の少ない地方の高校が個性的で特色ある学校づくりを行うには学区制は大きな障害だ」とか、それから「教員人事の見直し」という話、それから「学校、教育委員会、地域と連携してやっていく必要がある」という意見があった。それから右側の補足説明・補足資料ということで今回新たに作らせていただいたものである。説明する。「懸念事項の整理」ということで、先程意見聴取会でも出されたとおり懸念事項としては「志願者の一極集中」、「学校間格差・序列化」、「遠距離通学・経済的負担」、「地方の高校の活力低下」、「不本意入学」といった意見があったが、これを少し整理してみるとその右側であるが太枠で囲んだ「志願者の仙台一極集中」というのがどうもここがベースになっているらしい、あるいは「高校間格差・序列化」、「志願者の仙台一極集中」が始まると「地方の高校の活力低下」要するに地方の高校から仙台の方に行ってしまうことに伴う活力低下、あるいは一極集中に伴う「不本意入学の増加」、あるいは一極集中に伴う「遠距離通学」ということ、ということで右側に書いたが「したがって、通学区域の撤廃に関する懸念事項については、特に志願者の仙台一極集中、あるいは学校間格差・序列化の問題を検討の主な対象とする」ということで、「現状に鑑み集中が生じるのだろうか」、あるいは「どの程度生じるのだろうか」、あるいは「対策はどうだろうか」といった視点で整理をしてみた。大きな2番「仙台圏への志願者集中の懸念とその対応」ということで論点整理をしてみた。一つは「全県的な志願者の動き」ということで、「基本的には地元の高校への進学志向が定着していること、また、地理的要件や通学・交通の利便性を踏まえると、通学区域を撤廃しても、全県的に仙台圏への志願者の集中が生じるとは考えにくい」、それから「志願者集中の可能性」ということで拾ってみた。「仙台市内の普通高校における総合学科・理数科等への入学者の動向を見ても、交通事情や通学時間等の関係から、仙台圏の高校への志願者がある程度増えることが予想されるのは、JR沿線沿いの一部の市町を中心とする範囲に留まることが予想される」というふうに書いているが、そのデータであるがJR沿線沿いということで東北本線であると大河原・柴田・鹿島台等、それから仙石線であると東松島、石巻等、新幹線であると大崎、栗原も入るのか、具体的に総合学科・理数科に中部南北地区以外の市町村から入学した生徒のうちJR線沿いの市町村出身生徒の占める割合、18年4月現在を拾ってみた。これを見ると宮城野高校であると85.8%、90%近くが沿線上の市町村を占めていたということ、それから仙台三高、理数科・普通科があるが、これは85.1%、仙台向山高校75.0%ということでやはり交通の便がいい所からの生徒が多いという実態が分かった。それから三つ目である。「志願者集中の範囲・程度」はどの程度なんだろうということ、今説明したとおり「上記の市町村、JR沿線上の市町村においても、仙台圏の高校への移動は、限定的な範囲に留まるものと予想される」とここに書いてあるが、一つは「地元高校への進学志向の

定着」と先程も申し上げたが、補足資料の 8 を御覧願いたい。それで中部地区の普通高校、全日制の公立高校であるが、中部北地区と中部南地区であるが中部地区の全日制の公立高校の入学者の出身地区別内訳を拾ってみた。3 か年である。ちょっと表が分かりづらいが平成 16 年度は中部地区の公立高校が 33 校あった。平成 17 年度も 33 校で同じである。18 年度も同じである。それから左側に出身地区と書いてある。この見方であるが平成 16 年度 33 校合わせて計の 8,976 名の入学者があった。そのうち出身地区別の数を拾ってみた。ここに書いておるとおり中部地区が 8,585 とシェアとしては 95.6%、地元からの入学という意味である。それから南部地区が 153 名、1.7%、北部地区が 137 名、1.5%、東部地区が 101 名と合わせて 8,976 名の中部地区の公立高校の入学者というふうな見方になる。それで平成 17 年度を見ると中部地区を見ると 8,386 ということで 96.2%、地元から若干シェアが上がってきている。南部地区が 1.7%、北部地区が 1.2、東部地区が 0.9 と、それから 18 年度を見ると地元からの入学が 8,145 と 96.4、17 年度から 0.2 ポイント地元が増えていると、逆に南部地区は 1.6%、それから北部地区が 1.0、東部地区が 1.0、東部地区がちょっと上がっているが、こういう状況である。合計の 16 年度、17 年度、18 年度合計の数そのものが減っている。16 年度 8,976 で 18 年度 8,448 であるがこれは学級減による減である。であるので生徒数は減っているがそのシェアを見たということである。これを見ると中部地区、地元のシェアが段々増えているというのがこれで分かると思う。逆に中部地区以外が減っているということである。18 年度の内訳を拾ってみた。仙台地区以外からの入学者が多い高校ということで、普通高校を見ると宮城野高校が 41 名、仙台向山高校が 21 名、以下仙台三高 19、仙台東高校 16、利府高校 15、名取高校 15、それから専門高校であると県工業高校が 29、仙台商業高校が 7 である。それから南部地区からの入学者が多い高校を拾ってみた。見ると仙台向山高校が 18、仙台西高校 10、宮城野高校 9 とここに書いておるとおり。それから名取高校、名取北高校、亘理高校の計 34 と書いてあるが、これは合わせて 34 ということで学区の近い学校に行っている数が多い、34 名ということである。それから北部地区からの入学者が多い高校として、普通高校で宮城野高校、仙台三高、宮城一女高、仙台東高校と、それから塩釜高校、塩釜女子高校、松島高校、利府高校、黒川高校、富谷高校といったやはり仙台から離れたところは 16 ということで、こういう数字。それから東部地区から入学者が多い高校ということで宮城野高校の 21 が圧倒的に多い。それで仙台一高が 4 でぐっと減る。それから塩釜高校、塩釜女子高校、松島高校、多賀城高校、利府高校と、これが 36 と非常に多い数字を占めているということである。大きな表に戻っていただいて、のイ「地元高校への進学志向の定着」というのは今言った表から中部地区、地元からの出身がシェア的に多くなっていると、逆に中部地区以外からは減っているということ、それから口の「地方の拠点進学校の進学実績の向上」、地方の拠点進学校の進学実績が近年着実に向上しているということ、これが下の表を見ていただくと仙台市以外の主な進学校の国公立大学現役合格者数がここに書いてある。A 高から J 高、平成 10 年度のトータル 189 人が現役で合格してい

る。それが15年度になると316,平成16年度370,平成17年度401ということで平成10年度から平成17年度を見ると倍以上に現役の国公立大学合格者数が増えていると,特にこの表で分かるのは平成14年度から平成15年度がぐんと増えている。平成14年度246であるが15年度になると316,平成15,平成16,平成17と増えてきているというのが一つ。それから八である。「仙台圏以外からの総合学科等への受検者数の逓減傾向化」が見られるという表である。この中を読み上げると「仙台市内の県立高校への進学希望者は現在,3%枠を利用し,あるいは全県一学区である総合学科・理数科・英語科へ進学するなどして仙台市内の高校へ進学しているものと考えられる。こうした受検者の動向については,地域の拠点的な進学実績が向上していること(先程説明した資料)や,3%枠の活用状況がここ数年安定的に推移していること,さらには総合学科等への受検者数が逓減傾向にあることなどから,通学区域を撤廃した場合に志願先が分散することは考えられるものの,仙台市内の高校を希望する生徒の総数自体が急増することは考えにくい」ということで,表を見ていただくと,右側であるが仙台市内の総合学科への南部地区・北部地区・東部地区からの受検者数をここに4か年拾ってみた。平成15年はトータル209,平成16年になるとずっと減って147,平成17年120,平成18年は126と,17,18は並行であるが減ってきているということであり,この表を左右見ると相関関係かどうか分からないが地方での実績が上がった15年度以降上がっているが,逆に右側の地方から仙台にくる生徒数は減ってきているという数字がここに見られるということである。それから二であるが「適切な進路指導」,「中学校での進路指導,あるいは予備調査の結果等をもとに生徒の側でも適切な進路選択が行われることが期待される」ということをここに書いている。従ってJR沿線沿いの市町村からの仙台への入学者は多いが,その中でも限定的な範囲に限られるのではないかとということで,こういった資料を見るとそういったことが伺われる。それから大きい四つ目,「懸念事項への対応策」というのがある。「仙台圏への志願者集中の懸念については上記の理由により限定的な範囲に留まるものと予想されるが,この懸念をさらに小さいものとするためには,魅力ある学校づくりのより一層の推進が不可欠である」,これは答申にも書いているとおりである。例えば,「進学指導の地方拠点形成」とか「特色ある学校づくり」といったようなことが考えられるということで整理した表である。長くなったが以上である。

委員長 先程の資料には,前回の協議を踏まえ事務局で論点として,1番目は「通学区域の現状と課題」,2番目は「3%枠の拡大と通学区域の撤廃」,3番目は「懸念事項と対応」の3点を挙げているが,その他に加えるものがあれば,また,資料に対する質問も含めて御意見をいただきたいと思う。

櫻井委員 二つ質問があるが,まず他県との比較の表を見せていただいたが,その中にはいわゆる宮城県で言っているところの3%枠を「その県はどうだった,増やしたのか,それと増やした後に撤廃したのか」という,枠があって撤廃したのかどうかの経緯だとか具体的なことが書いてなかったのだから,そこを教えていただきたいというのが一つと,それからもう一つは,3%を5%,1

0%にするというところの表記についてであるが、「生徒にとって心理的制約」ということを書いている。これは何%にしようが、いわゆるそこに住んでいる人との合格ラインの不公平感という意味での「心理的制約」のことなのか、それとも例えば枠があれば推薦入試では落ちたならば一般入試という方法があるが、一般入試でもし落ちてしまった場合にはもう私立に行くしかないというような「心理的制約」のことを言っているのか、もっと詳しく教えていただきたい。

教育企画室長 まず、他県の状況である。一応3県挙げさせていただいた。和歌山県についてはここはうちの方でというような枠の制度というのは元々なかった。学区があってそれを一つにしたということである。

櫻井委員 枠を設けなかったということか。

教育企画室長 そうである。制度的にはない。それから秋田県は調査したものは枠があるなしの記述がない。具体的にそこを確認した訳ではないが回答をいただいた中ではないので、多分ないと理解している。枠は設定していない。

委員 長 今回の質問は2番目の「3%枠の拡大と通学区域の撤廃」ということに対する質問か。

櫻井委員 そうである。

委員 長 それは後でまた聞くのでお願いします。全体として何か不足のものがあるかということである。特になければ、意見聴取会での県民の皆様の意見も参考にしながら、論点を協議していきたいと思う。論点1の「通学区域の現状と課題」についてまず検討していただく。如何か。

櫻井委員 それでは今の私の質問の「他県の状況」というのは該当する。3県だけではなくて他の県の枠についての表記がなかったので何%だったのか教えていただきたい。

教育企画室長 それではまとめてデータとしてはあるので随分撤廃した県もあって、枠を設けていて枠も含めて撤廃したところもあるし、中には枠を拡大して撤廃したところもある。そこを整理したものを後でお示しする。

櫻井委員 お願いします。

山田委員 今回の件に関連して、他県の状況で中心校については倍率がそれほど変わらなかったというのは資料を見て分かるが、郡部の高校についてはどのような動きがあったのか、増えたのか減ったのか、それとも変わらなかったのか、もし分かればお願いします。

教育企画室長 具体的な数字は今手元にはないが、極端に郡部が撤廃によって増えているというところはないと思う。可能性としてはやはり中心校の集中というのが懸念されるということであるので、そこはないと思う。

山田委員 逆に聞くと下がったところがないのかどうかである。

教育企画室長 地方での出入りというのはデータとしてはあるので、10県分全部はない

がそこも合わせてお示しする。

鈴木次長 地方にいくとそういう人の流れよりも子どもの数の要素というのが非常に大きいので議論が単純には進まないと思う。現実に本県の場合でも大分生徒の減り方というのが大きいものとなっている。

委員長 これは一つの現象として捉えるというのは非常に難しい部分がある。今次長が言ったように難しいところがある。

小野寺委員 他県の色々な状況を出してもらってそれが参考になるが、各県皆違うところがある。宮城は宮城の状況がありその辺りが難しいが、今室長さんの方から論点整理、あるいはその補足資料について御説明いただいた訳であるが、この論点整理に基づいてこれから答申、あるいは意識調査とか、あるいはパブリックコメント、意見聴取会といったものを骨子案に入れながら検討を進めていくんだと思うが、それで撤廃の問題については賛否の意見が結構ある訳である。それで考えた場合に賛成の立場、あるいは反対の立場があるが、何か共通的に認識できるところもあるのかなと思うところもある。あるいは接点みたいなものもあるような気がする。その辺も考えに入れながら、確認しながらこれから進めたいなと私自身思っている。だからそれぞれの主張の中で相容れない面だけではないような気がする。それは後で具体的に申し上げるが、それで論点1のことについてであるが、現在の学区制についてこれをいったいどう評価するのかということだと思う。いわゆる諮問したということは、私はその諮問した理由は読んでいないが、見直しをして検討しましょうよと、今の学区制についてもうちょっと考えなくちゃいけないなという認識ではなかったかと思うが、そうした場合に、色々今の制度が選択の機会の制約があるとか、あるいは今後問題になるであろう3%枠の問題がある。活用しにくいとか、あるいは制度が複雑だというようなことが出ているが、最初に学区制の流れについてざっと説明があったが、どうなのか、これまで高校教育の普及とか、あるいは入試を取り巻く状況の変化に応じて見直しが行われきているが、例えばこういうふうに言っているのかどうかであるが、5地区に統合しましたよと、あるいは3%枠を拡大したということは、生徒の選択の機会を広げましょうという形で見直しが行われてきているように捉えているが、そうした整理の仕方でいいのかであるが、合わせてもうちょっと付け足すと、もしそうだとすれば私は生徒の選択の機会を広げるとか、保障するということについては異論はあるが大方は賛成しているのかなというふうに捉えることができるがその辺どうなのかと、更に深めていく場合その辺りが心配になると思う。

委員長 今の件については事務局で答えるよりもこれは補足資料の1を見るとその流れというのがよく分かる。このとおり妥当で説明にちゃんと耐えられるかと思う。最後に、平成17年3月に学区制見直しの請願書というものが出た

ということでこれも一つの大きな点じゃないかと思う。そういうところが大きなインパクトになっている。だから今個々に言ったことというのはそればかりではないということである。全体的な流れとしてこういうふうになるということである。一つ一つのことだけで否定するという、あるいは固定的に見るということは非常に問題があるところで、全体として見て宮城県の高次教育としてどうなのかということ全体として考えていかないとだめだなという気がしている。

佐々木委員 「現状と課題」といったことについてはこれでよろしいのではないかと。

委員長 次に論点2でこれが大きな問題であると思うが、「3%枠の拡大と通学区の撤廃」について検討していきたいと思う。

教育企画室長 さっきの櫻井委員からの質問にまだ回答していなかったのでお答えしてよろしいか。この3%枠の関連で一つは心理的制約の話の中で、枠があるということでの合格ラインに対する不公平感といった制約がある。もう一つはやっぱり枠があるということによって生徒がチャレンジする際の制約、二つがあって心理的制約というような言い方になるかと思う。ただ枠がある場合に枠に挑戦するという心理的制約であるが、ここは5～10%の場合の心理的制約の程度と20～30%ではそれは違うというようなことを言っている。しかし、20～30%に広げてもやっぱり枠があるには変わらないから枠に挑戦するという意味での心理的制約は残るということが一つ、それから合格ラインの不公平感というのも枠の大小ではなくて枠があること自体が制度的にそれは発生するということだろうと思う。どちらが高いか低いかはまた別にして、そういった意味での心理的制約がこの3%枠の拡大の中には残るということになる。

櫻井委員 そうすると今おっしゃられたように枠を何%にしても合格ラインに関する不公平感というのは永遠につきまとう、そう解釈してよろしいか。

教育企画室長 そうである。

佐々木委員 このまとめ一式を拝見してまず申し上げたいが大変感動した。短期間の間に非常に沢山の資料を非常によくまとめてくださって大変な御努力だと思っ
てびっくりしている。とてもよく整理されていて色々な意見が網羅されていていいと思ったが、私が前に色々地域で話を聞いた中でこの間の協議会の時もちょっとお話したが、今小野寺委員も言ったように拡大ということに関して異論はほとんどないという印象ではあった。あったのは枠があるの
のか、その拡大するという点に関してあまり異論がないような印象があった。この%はともかくとして、あるのとないのとでその違いをもし個人的に問われた時に明確に説明するその根拠が若干乏しいと思う。勿論心理的な部分というのだけではなくて、あともう一つは段階的に拡大したらいいんじゃないかという意見もあった。これをなぜ一気になのかという部分である。

要するに反対される方達の中では20%でもいいという御意見もあった訳である。だからないということとあるということが一方の推進する方達に取っては同じだというふうに考えられるが、それに反対と思われる方はあるとないとでは大違いだと考えている訳である。だからあるものをなくするという一番の根拠がもうちょっと説明が必要なのかなと一つ思う。それから反対する方の中にも拡大することには異論はないと言っていて段階的になくす手もいいんじゃないかという意見もあった訳である。それが段階的ではなくなぜ一気に撤廃なのかっていう部分ももうちょっと必要なのかなという気持ちで、他の部分に関しては良く整理されていていいがその部分が個人的に問われた時に私自身が説明する「こうだからこういう方向だと思います」という説明がしにくい。その二つの部分が困っているところである。

教育企画室長 この我々事務局の考えというよりも審議会でどういう議論がなされたかという観点で御説明したいと思うが、確かにその部分については直接そういった観点での記載がない。改めて今の御質問のあった視点でどう審議会で考えたか審議状況を振り返りながら整理してみたいと思う。一つは3%枠の拡大、それから撤廃という議論がある中で、何れも生徒の自由な学校選択の機会を拡大するという視点からのまず議論だということである。それで自由の拡大を図るといった意味ではどちらがいいかという議論である。ここに書いておるとおり枠よりも色々な心理的制約もないので撤廃の方がよりいいということで、ただし裏腹に懸念事項というのが一方ではある。撤廃した場合の懸念の度合いと拡大した場合の懸念の度合い、拡大しても当然集中ということが出てくる。懸念度合いは撤廃の方が強いというような認識は審議会でもある。懸念について議論をしている中でここにも懸念事項についての考え方が書いてあるとおり懸念はあるが実際に撤廃してもそんなに今以上に急激な移動というのが、例えば集中とかないだろうという考えが一つある。一方で段階的にやるという話も出ている。やっぱり段階的にやるというのは懸念事項等があるから少し緩和しながらやっってはどうかという話があって段階という話も出た。だけどそれが撤廃の方がいいとなった理由というのは懸念そのものがそんなに撤廃しても集中とかないんじゃないかと、であれば枠の拡大よりもいいというのと、それからどちらが懸念が強いかという比較の問題と、あとは中部地区に限るが制度的な問題も出た。枠の拡大をすると再び20%とかになると今の25%の調整とまったくダブるとか、複雑で分かりにくい、これは決定的な理由にならないと思うが、学校選択の自由を拡大してやろうということと裏腹の懸念事項とのせめぎ合い、そこで判断したということである。もう少し議事録等を見ながら整理したいと思うが大きな方向としてはそんな感じである。

佐々木委員 制約するものというものは少ない方がいいに決まっていると個人的には思

っている。でもこの間の議論を聴いていると反対される方達も一番大事にしているところは推進する方達が些細なことだと、小さなことだと考えている部分を非常に重く見ているのではないかと私は思った。だからその差は小さいものだといって切り捨ててしまうとやはり色々思いが残ると思う。その小さな部分にどう返事をしていくか、どう対応していくかというところが問われるんじゃないかと私は思った。

小野寺委員 佐々木委員さんが御指摘なされたことはこれから十分協議していかなければならないと思う。ちょっと絞ればこういう絞り方がいいのかどうか分からないが、いわゆる現制度の中で3%枠を拡大するのか、あるいは撤廃するのか、その時に3%枠の評価について検討しなければならないと思うが、それで3%枠を設定したねらいというのは生徒の選択機会を拡大しようということが大きなねらいかなあと私は捉えているが、ところがじゃあ先程説明があったが活用の状況を見ると、一言で言えばこういう表現が適切かどうか分からないが芳しくないと思う。充足校が17年度が5校で18年度が10校か、その出願者数とか合格者数を見るとやや増加しているのか、しかもいわゆる推薦希望者が多い。私はこの状況をどう判断すればいいのかということであるが、やっぱり3%枠に問題があったんだろうと思う。数的にこれは数が少ない。最大300の定員であったなら10名である。あるいは他のデータを見ると一般入試で合格しているのは1名から3名である。しかも地方の子が大部分利用している訳である。そうするとやっぱり3%枠というのはねらい通りではなくて活用しにくい、活用されにくい制度だったのかなと思う。勿論一定の成果は果たしたと評価はするが、ねらい通りには機能したと言えないのかなと私は捉えている。それでもうちょっと議論を進めると3%枠を拡大すると言っている。これは案外理解はしやすい。折衷的な案で理解しやすい案だなと一つ思っている。それからもう一つ、先程来出ているように櫻井委員さんも言ったようにやっぱり拡大しても引き続き制度としての制約とか制限がある制度である。拡大していても20%とか30%の説明があったが、その辺の制約とか制度として活用しにくいのではないのかなという問題が残るような気がする。だからこの辺の評価をどういうふうにかこれからしていったらいいかである。合わせて先程3枚目の説明があったがいわゆる撤廃した場合の懸念事項に対する対応策である。その辺をちょっと絡めながらやっていかないとなかなか進まないのかな、あるいは議論が高まらないのかなっていう感じがしているので、だから3%の拡大がいいのかどうかという議論はやっぱり引き続き必要な気がする。懸念事項の3枚目に出ている問題辺りもやりながら絡めていかないとなかなか判断が難しいのかなという感じがしている。

鈴木次長 先程の佐々木委員のお話は多分この委員会での議論の中の最大の論点にな

るだろうと思う。前の審議会小委員会でもパブリックコメントの中身については十分承知の上で最終結論を出したという経緯がある。あともう一つはパブリックコメントの中身と、今日の資料にもそれぞれパブリックコメントであった意見に対して審議会としてどう考えたかという話はまとまっている訳であるが、その時点と意見聴取会をした時の時点とで意見の内容がどれほど違うかという話は基本的にそれほど違ってないと思う。ただ佐々木委員がおっしゃったように拡大することに対する考え方であるが、その辺のところはパブリックコメントよりは確かに鮮明というかはっきり出てきた部分はあった。そのくらいの違いで中身について反対する人達の心配事の最大の論点というのでも今日の資料の中の論点3の方にも整理して書いてあるが、多分ここに集約されると思う。ただその心配事が審議会の方でそういうふう結論を導いたその経過というのは先程室長が改めて議事録を拾って詳細にということをお願いしたようであるが、事務局としては論点2の中で整理したつもりである。だから細かいそういう心配についても色々考えながら、少し心配事はあるけれどもやっぱり撤廃という結論を出したという経緯の中で、個々に議論があって、ここではこういう整理の中で審議会としては結論を出したという経過だと思う。であるから先生方がパブリックコメントの意見を見聞きする、あるいは意見聴取会の中で直接意見を聴いた、そういう中で審議会の議論の経過なり審議会の論点の整理なり、結論の導き方が、いやここが足りないから例えばこういうデータももっとほしいということであれば事務局の方でまだまだ作業をする必要があるし、今日もデータの御指示があったところであるが、前回お話のあったところ、あるいは意見聴取会でデータを出せと言った辺りについても既に作業が始まっているが、そういう御指示をいただきながら事務局でデータを出せるものは出して、ただ残念ながら撤廃した時に本当に人の動きってどうなんだろうかというところは、これは正にデータはこうですよというデータはなかなか難しい話だと思う。であるから今までの実績なり他県の例なり、あとは総合学科なり英語科なりそういう専門のところ動いている、あるいはもう既に仙台に仙台の外から流れている状況なり、それで判断していくしかない。

委員長 経験的にこれだからこうなるということを経験的に科学的にもっていく訳にはいかない。これまでの状況がどうであったか、その結果がどうであったかということを経験的に我々も参考にしながら進めていかなければだめだと思うのでそれはおっしゃるとおりである。それからもう一つは先程佐々木委員の言った拡大については皆さん大方異論はないと思われるので、私もそう思う。ただそれを一気に撤廃するのかがどうかということとか、そういうことについてはこの次ちょっと理解を進めていかないとだめな気がする。それから拡大と撤廃の違いについても科学的ではないがさっき言ったとおり色々なものを比較しながら

どうなのかということを検討していく手はあると思う。これは延々と今そういう訳にはいかないで、今はまだ各論について入りかけたところでまだ今日そこまで結論を出せないと思うので、これはこの次の協議としたい。

鈴木次長 それは反対論者にも賛成論者にも言えるところである。客観的論拠をどう証明してやるんだということである。

委員長 これは皆さんそう思われると思う。だからどうなんだというのはこれは今までの先進県というかそういうところの経過を見て参考にするより仕方がない訳である。

鈴木次長 佐々木委員のおっしゃられたような話というのは当然出てきて当たり前の話である。

委員長 これが一番の大きいところである。よろしいか、この辺についてはこの次にまたやる。「拡大と通学区域の撤廃」についてはよろしいか。次に行つてよろしいか。「懸念事項と対応」であるが、さっき小野寺委員の言ったように撤廃した時の、あるいは拡大した時の懸念事項についてはそれを考えながら行かなくちゃいけないというのは当たり前のことであると思うので、それについての御質問や何か考えられる点はないか。

佐々木委員 懸念事項の一つにやはり通学のために費用がかかるということで経済的な格差が結局は通学できる範囲を決定してしまうんじゃないかということがあって、前回の時に通学に費用がかかる子ども達で必要がある子ども達に、例えばそういう交通費の支給とか奨学金みたいなものの枠を拡大するような対応を一緒に示すということによって、そういうことの懸念が少し払われるんじゃないかという話をちょっとさせていただいたような気がするが、そういうことの可能性の方向というのは、その対策ということであり得るのか。

教育企画室長 まず、前回の委員から指摘された経済的な対策、支援の話がある。それとあと小野寺委員から通学実態の遠距離とか具体的な高校の状況がどうなのかという話で今ちょっと整理をしているところであるが、一つは経済的な対策であるが、実はこれは審議会の中でも一部出た経緯があり、答申の中には入ってこなかったがやはり経済的な格差があるのは事実じゃないかと、そういったものに対する対応をどうしたらいいんだろうかという話が出たが、学区の見直しとその経済的な格差に伴う格差があるとすれば、伴う対応というのはまた別に考えるべきではなかという議論があり、直接学区の見直しというよりも教育行政を進める上で考えるべきだろうという話がまず審議会の経過としてあった。それで佐々木委員から言われたので取り敢えず今現在の制度がどうなっているか調べた。調べて整理したのがある。次回お渡ししたいと思う。これを見ると貸付金が主なものである。これも県が直接やっているというよりも色々な団体がやっているものがほとんどであり、あるいは市町

村でも特にやっているのがあったり、それから授業料の減免制度というのがまたある。これは直接県の方の規則であるが、今ある制度がどれだけ利用されていて、あるいは何か問題があってさらに拡大する可能性があるのかとかという話になると、なかなか県だけの判断じゃないところがあるのでその辺の整理を今やらせていただいております、実際には例えば授業料、一番大きいのが紹介させていただくと高等学校等育英奨学資金貸付というのがあって対象は高校であるが、例えば国公立であると、自宅であると月額18,000円、自宅外だと23,000円、下宿とかしている方であろうか、といった部分、それから私立であると、自宅からであると30,000円、自宅外は35,000円と、条件として学力と経済状況というのがあり、学力であると一定の学力がないといけないという条件がある。それから経済状況であると例えば収入であるが4人世帯で収入が779万という限度額がある。こういった縛りがあるが、色々な貸付制度がある。これらが今使われている制度として残ってはいるが、まずはその辺の活用というのが一つ考えられるんだろうなと思う。

山田委員 2番の の中に「志願者集中の可能性」ということで、確かに に書いてあるように地元志向とか、あるいは に書いてあるように地方の高校も力を付けてきていると、これは私も理解しているが、 の中に「JR沿線沿いの一部の市町村を中心とする範囲に留まることが予想される」となっているが、逆に言うと私はここが一番不安であり、特に仙台に近い市町村においてはこういった仙台に流れる分がくる可能性はあるのかなとずっと不安に思っている部分であるが、そういった意味でも毎回申し上げているが懸念事項に対する対策というか、その辺をもう少し議論しておかないといけないのかなと思う。その中の一つがやはり魅力ある学校づくり、あるいは特色ある学校づくりということになるかと思うが、この資料を見てもなかなか各学校が今後こういう学校になるという部分が分かりづらい部分があって、例えば白石高校が単位制に移行するとか色々あるが、単位制に移行することによって将来こういうメリットがあるとか、こういう方向になるとか、学校毎にそういうビジョンというか、そういった部分をもう少し示していただいた方がいいんじゃないかなと私は思うが如何か。

教育企画室長 この魅力づくり、特色づくりは学区の見直し云々ではなくて、今までもやらなければいけない通常学校教育を進める上で必要な施策だとまず思っている。これも資料にあるように段々進んでいるのではないかと、前回13年度の改正の際に3%枠を設定したというようなこともあって魅力づくりに相当力を入れてきている。それで実際に他の県の状況について今回の資料に書いてあるが、学校のそれぞれの置かれた事情があるのでそれを活かしながら、今までもこれからも特色づくりはやらなくてはならない。今回の資料にある

とおり和歌山県だったか、秋田県も学区撤廃によって魅力づくりがさらに進んだという、和歌山県であると各学校の特色づくりを後押ししたということを書いている。それから滋賀県は普通科の特色化を推進したということで、実は審議会の中でも撤廃がいいという理由に、論点の2番目に書いてあり、魅力ある学校づくりをさらに進める、魅力ある学校づくりに課題があるというのをさらに進めるという観点からはこういった枠がない方が高校側にとってまさしくセールスをしないといけない状況になる訳である。選ばれる学校になるので、そうすると自分たちの学校の売りは何だろうと、特色がなんだろうというのを必然的に本来今までもやらなくていけないが、よりそれが求められるだろうというので学区の撤廃がいいという大きな理由に挙げているが、そういったこともあって今通常業務としても各学校の特色づくりをやってくださいということで進めてはいるが、今この時期に見直しの中身がどう決まるか分からないが、そこは見直しの方向が決まって周知期間というのが多分必要になるんだらうと、そういった期間を利用してさらに各学校の特色づくりも進めないといけないんだらうという話であると思う。今も特色づくりはやっている。

委員長 学校の魅力づくりとか特色づくりというのは言葉はよく分かるが、いったい今どういう特色がある学校、魅力ある学校というか、学校の質の問題であるが、そういうのはどういうのが大切か。これは例えば1月の全国の都道府県教育委員長協議会に出て、あと北部ブロック道県の教育委員長協議会に出てきたが、そこでの各道県の教育委員長の報告によると高等学校はどこが大事だということほとんどが進学である。魅力づくりとかそういうのは進学とは切り離せないにしてもそれだけではないというのは分かっている。そういうことも非常に大きな要素となって考えている訳である。そのほかに魅力ある学校づくり、特色ある学校づくりとはどんなものかなってというのが、例えば野球が強いとか、音楽がいいとか、そういう芸術とか何かある。そういうのはどう考えたらいいか。

教育企画室長 今委員長が言われたとおり進学というのも一つの大きな特色だと思う。これはすごく分かりやすいと思う。進学以外に特に普通科高校で特色づくりというのは難しいと思う。専門高校であればまだ色々と特色づくりを出しやすいが、それで特色づくりの事例、補足資料の6を改めて見ていただきたいと思う。裏面の学校独自の取組ということで主なものしかまだ挙げていないが、例えば教育課程というのがあってこれは学校独自で決められるものである。類型設置とあるが2年生からこういう類型で生徒が選択できるという制度があり、例えば気仙沼西高校であると高校の近くには福祉関連施設が結構あるんだらうと、そことの連携、地域との連携をとった類型設置というのを

やっており、福祉類型というのが一つある。これを作っており地域との実習も兼ねたこういった教科を作って卒業生はまた地域にフィードバックするというような地域の特色に合わせたような福祉類型を作っているケース、蔵王高校なんかもそういったことである。これは周りの状況がどうなっているのか、どういった生徒が入ってきているのか、学校の伝統とかその辺を含めて考えている部分、あとは部活についてはこの間の意見聴取会であったとおり松山高校の野球部というのが典型的な例なんだろうと思う。あるいは大学の連携ということでの佐沼高校とか角田高校とか、大学との連携を取りながら授業改善をやっているというのも一つの売りなんだろうと、なかなか難しい部分があるがいずれこういった各学校の特色づくりをこれから多分学区の見直し如何に問わず問われてくるんだろうと思っている。

佐々木委員 私と同じようなことを伺おうと思っている。特色づくりというところで先程の国立大学合格の人数が上がったという例が出ていたが、特色づくりという時に勿論それは一つの大事な要因かもしれないが、それだけを挙げていると誤解を招きやすいので他の色々な取組が今補足資料6の裏を見て色々なことがあるんだなと納得いったが、やはり色々な可能性を持っている子ども達がいる訳なので、そういう例えば合格率だけで議論するということが、しているという誤解を受けないような対応が必要かなということの一つ思った。あとは今大学との連携ということで思ったが単位を余所で取れるとかそういう方向というのはあるのか。

教育企画室長 石巻商業高校が石巻専修大学と単位の互換性を今やっているし、あとは東松島高校でもそういった取組をやるうとしており、そこは今の制度の中でやれるようであれば一つの特色づくりになるんだろうと思っている。

佐々木委員 あとは何か地域の特別な産業とかそういう実社会と連携したような形で高校の単位として認定されるような方向もあると、いわゆる大学入学、学力、序列化という形じゃない色々な特色、将来に向けた色々な特色づくりと、例えば算数はできなくても実社会との色々な関わり方を十分学んでいくようなことが単位として評価されるという形も出てくる可能性もある。そういう単位の取り方とかの検討とかも一緒に入っていくともう少しいいかなという気がした。

教育企画室長 まさしく特色づくりというのは審議会の中でも最後の見直しを実施するに当たってということで、特色づくりを進めなさいと、進学も就職も本人の進路が達成されると、そこは大きな論点になるんだろうと思っている。そういった対策も含めてどうするかということである。

鈴木次長 今高校の特色づくりの議論をされているが、高校教育課長が一番詳しいので今ここで話ができればしてもらおうがあとはまとめて現在各学校でどんな特色ある学校づくりに挑戦しているかという話はペーパー等でお出しできると

思う。あと来年の予算としてもう既に新聞でも挙がっているが、先程委員長が言ったように各地区で進学というのは御父兄にしても本人にしても一番の関心事であると思う。今工業高校なり商業高校でもどんどん推薦が多いが進学している世の中であるので、そこが一番関心が高いのはそのとおりである。であるのでそのニーズに対してきっちりと対応していかないとやっぱり県民の皆さんの期待に応えられないという状況が出てくると思う。これは競争の話もあるがそれはそれとしてまた別途の議論はあると思うが、ただ現実的に地域のニーズはそこにあるということは我々しっかり押さえてやらなければならない。従って、仙台市内でも地方でもそういったことがきっちり応えられるように11校選定することにするが、今そういう予定であるがその指導はきっちりとやっていく。そのほかに進学だけでは確かにないのでそれぞれ例えば技術をしっかり身につけるようなこと、あるいは社会との繋がりをどうしていくかとか、キャリア教育をどうしていくかとか、そういうところで特色を出したいというところであれば、そういう高校にもきっちりと支援をする。2本立てで高校の特色づくりと言っているがそういう作り方をしたいということで、新年度予算はそこは打ち出していきたいと思っている。というのは意見聴取会でも議論になったようにその地域の中で皆さんが満足するようなことが一番の基本なのでそこはしっかりやってくれという話は随分出たと思う。そういうのは先取りして、それは学区の見直しに限らず我々として対応しなければならない施策なのでこれはきちとやっていきたいと思う。あとは校長との面談を今教育長にやっていただいているが、これは全部の高校の校長先生にきていただいてあんまり時間は取れないが逐一教育長と議論をして各学校でどう対応していくかという計画なり実績をやっているが、校長の話を聞くとやっぱり父兄なり生徒に対してしっかり応えていくためには高校の活力というのか、それが非常に大事で、今クラスを減らしているが、極端な話1学年2クラスとか3クラスの高校がある訳である。そうすると部活も非常に弱体になってくるし、活力の全体がなくなってくる。進学指導にしてもやっぱり最低6クラスぐらいないとしっかりした学級の編成なり学科の編成ができないとか、本当に悩みを持っている。であるから学区の見直しの時にも学区が小さければ小さいほどいいというお話をする方もいたがやっぱりそれは本当にどうなのかなと、あるいは子どもの数に対して高校のあり方はどうしたらいいのかという話はこれは本当に議論して行かなければならない。それは学区とも繋がってくる話である。

櫻井委員 魅力ある学校づくりの時に、私は20年以上子育てをしているが、魅力ある学校はまず魅力ある教師がいないとできないものだ現場では実感している。それで意見聴取会でも出たが人事の面でも新任の方がどうしても仙台市以外の遠い所に2～3年行って、そしてベテランになればなるほど仙台の中

央に寄ってくる。校長先生も大体そんな傾向があるように感じているが、そうではなくてやはり魅力ある教師を、それは勿論実力である、性格もそうであるが、魅力ある教師が仙台市以外の郡部に行って一生懸命働ける環境を、それはその人がうんと遠くまで通うのであればそれなりの付加価値というか、これだけ頑張っているんだからという制度も必要だと思うが、人事のことなので余り私は分からない点もあるが、魅力ある学校づくりの中での魅力ある教師の配置ということについては今後県教委としてはどのように努力するつもりでいるか。

教 育 長 当然の話かなと思うが、人事異動に当たっては適材適所ということを視点にして考えているが、ただ無尽蔵にそういったすばらしい先生ばかりいるとは限らないのでそれ辺は年齢層なり地域バランスなりを考えながら適材適所で配置して参りたいと思う。ただ今お話のとおり確かに教育というのは人材が左右するというのが非常に大きい訳であるので、今お話があった点を含めて十分人事の際には考慮して参りたいと思っている。

櫻 井 委 員 もうすぐ人事の時期になるので、そのことも踏まえた上で特色を出していただきたいと切に願っている。

委 員 長 今まではまとめた論点整理についてそれぞれの項目について検討してきた訳であるが、特に今回の協議では論点1の「通学区域の現状と課題」については、山田委員から出た意見としては郡部の状況についてはどうなのかということ調べていただきたいと思う。それから論点2について、これは大変まだ奥深い問題があると思うが、佐々木委員の言ったように拡大については異論はないということである。ただ拡大が撤廃かということについて、しかも段階的な点も含めてそれぞれの説明責任が果たせるような何かあればいいと思う。それから3番目の「懸念事項」についてであるが、これは最も問題を残したのは特色づくり、あるいは魅力ある学校というのはどういうのかということ、そういう対応をしなければならぬ訳であるが、現在もしているというのは分かるが、それをなおはっきり鮮明にしっかりどういう対応をするのか、具体的に目標をまず知りたいと思う。進学、あるいは職業教育という点でそうなのか、あるいはスポーツなんかも、そういうことが魅力あるのか、そういう具体的なところを、どこをどういうふうにするというのはこれは政策的なことであるのでそれはこっちはそういうことは論点にはしないが、そういう概論的なところではっきりしたところを知りたいと思う。

特になければ本日はここまでの協議としてよろしいか。

(委員全員に諮って)了承。

それでは、本日はここまでの協議とする。

12 次期教育委員会の日程について

平成19年3月16日(金)午後2時から

13 閉 会 午後4時20分

平成19年2月19日

署名委員

署名委員

